

日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合同委員会への覚書
（仮訳）

参照：

a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）

b. 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する声明

1. この覚書（参照 b を含む。）は、MV-22 の飛行運用の安全性を確認し、日本国への新たな航空機（MV-22）の駐留及び運用を取り扱う。

2. 参照 b は、航空機の概要、その安全性についての記録、その乗組員及び整備要員の訓練、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用、並びに訓練区域及びその他の空域における飛行運用を含む。

3. 日本国政府及び合衆国政府は、合同委員会及びその様々な分科会を通じて、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含む相互の関心事項に関する緊密な協力を継続する。

2012年9月19日に合同委員会により承認された。

伊原純一
合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア
合衆国海兵隊少将
合同委員会合衆国政府代表

日本国における新たな航空機（MV-22） （仮訳）

1. 概況：

米海兵隊は、MV-22 ティルトローター機により航空機部隊の更新を行い、普天間飛行場において、同機1機につき1機のCH-46ヘリコプターを退役させる。これは、世界的にCH-46ヘリコプターをMV-22 ティルトローター機に換装するという米海兵隊のプロセスの一部である。これは、部隊レベルの更新であって、日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない。また、この更新によって、沖縄における隊員又はその家族の人数に大きな変更が生じるものではない。

2. 航空機の概要：

a. MV-22は、ヘリコプターの垂直離着陸能力と固定翼機の数度及び行動範囲とを組み合わせた高い性能を有する航空機である。MV-22は、1964年に導入されたCH-46と比較して、約2倍の飛行速度を有し、約3倍の搭載量の輸送が可能であり、約4倍の戦闘行動半径を有する。こうした高い性能を有するMV-22の沖縄への配備は、戦略的重要性を有し、日本国の安全並びに地域における国際の平和及び安全の維持に一層寄与するものである。

b. MV-22は、その高い性能と多機能性により、日本国及びこの地域における人道的援助、災害救援及び救助活動をより効果的に遂行することもできる。MV-22によって、合衆国政府が地元コミュニティ及びこの地域に対して人道的援助及び災害救援活動を提供することができるようになることが期待される。訓練区域での自然火災の消火において、CH-46と比べて3倍の水量を輸送する能力を有するMV-22による水の輸送及び投下といった機能は、同機の重要な機能の例である。さらに、MV-22は、過酷な遠征地からの援助や救助活動といった運用が可能であり、また、2万ポンドの貨物を260ノット以上の最大巡航速度で輸送することができる。例えば、2010年のハイチにおける災害救援活動においては、MV-22の速度、航続距離及び垂直離着陸能力によって、複数の部隊及び救援物資を遠隔地に輸送することが可能となった。MV-22は、リビアにおいて撃墜されたF-15Eから操縦士1名を救出するために地中海遠隔の場所にある揚陸艦から安全に飛び立つことも可能であった。

c. 災害救援、人道的援助及び救助活動の分野において成功を収めたこれまでのMV-22の運用成績や実績に鑑みれば、MV-22は日本国及び地域全体

において重要な役割を果たす。

3. 航空機の安全性についての記録：過去10年間の飛行実績から収集したデータは、MV-22が、一貫して米海兵隊の平均よりも優れた安全性についての記録を示してきたことを証明している。

a. 合衆国政府は、MV-22の飛行運用の安全性にコミットしている。合衆国政府は、MV-22が、同機に適用される海軍航空訓練運用手続標準（NATOPS）飛行マニュアルに従って運用されること、また、それにより飛行運用の安全性が高まること、及び米海兵隊は乗組員を徹底的に教育及び訓練することを再確認する。合衆国政府においては、事故原因の特定、及び類似の事故の予防に向けた適切な措置をとるための手続が確立されている。これらの手続には、その見直しの必要性の有無を判断するための、運用や訓練の内容の再検証も含まれている。合衆国政府は、モロッコにおけるMV-22の事故及びフロリダにおけるCV-22の事故について、これらの手続に従って対応した。また、これらの事故を受け、米海兵隊は、MV-22の運用及び訓練に適切な見直しを反映させるため、これらの手続に従って適切な再発防止措置を講じた。

b. 合衆国政府は、日本国政府に対し、2012年4月11日にモロッコにおいて発生したMV-22の事故及び同年6月13日にフロリダにおいて発生したCV-22の事故に関する調査報告書を提供した。合衆国政府は、日本国政府に対し、これらの調査が、関連する規則及び命令に従って独立的かつ客観的に行われたことを保証する。日本国政府は、これらの調査報告書を主体的に検証し、MV-22の安全性を確認した。その際、日本国政府は、MV-22に関する情報への過去に類を見ないアクセスが与えられ、また、多数の試乗飛行やブリーフィングが提供された。さらに、日本国政府及び合衆国政府は、様々なレベルの政策担当者や運用担当者との間で広範な協議を行った。

c. 米海兵隊は、更なる事故の発生を防ぐため、NATOPSの手順を積極的に文書化し、また、適切であれば、手順を修正したり、見直しを行うといった努力を行ってきており、その結果、MV-22は際立った安全性についての記録を有するに至っている。

4. MV-22の乗組員及び整備要員の訓練：

a. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者である。乗組員は、必要な資格を取得するために、関連する訓練基準を満たさなければならず、これには航空機の緊急事態への対応も含まれる。

航空機事故を防ぐため、乗組員の訓練には、世界で起こるあらゆる航空機事故の事例から得られた適用し得る教訓も含まれる。MV-22の機長は、同乗の乗組員の運用を含む航空機の安全性に常に責任を有することから、機長及び指揮官の任に当たるその他の米海兵隊士官は、乗組員の練度維持、乗組員の能力向上、及び軍の即応態勢の強化を目的として、日本国において乗組員の訓練を継続する。

b. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、日本国において同機による飛行を行う前に、まず運用上の所要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば、地形や気候等）を熟知する。また、MV-22による飛行を行うに際してはその度ごとに、同機の乗組員に対し、標準的な運用手順、乗組員間の連携及び計画に定められた運用区域を確認するための徹底したブリーフィングが行われる。

c. 全てのMV-22の整備要員は、適用される職業技能上の特殊な基準に従って徹底して訓練され、また、MV-22の効果的かつ安全な運用を確保するため、最新の整備に関する情報や整備方法を取り入れる。

5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には、可能な限り水上を飛行する。

c. 22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。

d. MV-22は、安全な飛行運用を確保するために、普天間飛行場における

離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。

e. MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。

f. MV-22の沖縄への配備の後、既存の計画の一部として、また、日本国政府からの支援も得て、日米両政府は、日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。

6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用：

a. 低空飛行を含む飛行運用の一部として、MV-22の乗組員は、訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告を行う。さらに、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、乗組員は、訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。

b. 飛行運用の間、最大限の安全性を確保するため、MV-22の乗組員は、訓練航法経路を定期的に見直し、検証する。したがって、安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、これらの経路の位置は、時間の経過とともに修正され得るものである。

c. 合衆国政府は、公共の安全に妥当な配慮を払ってMV-22の飛行運用を実施する。

d. 合衆国政府は、常に、週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。

e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば、学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。